

# 第3章 計画のあり方

- 1 基本理念
- 2 計画の体系
- 3 重点取組目標

# 1 基本理念

本計画は、条例第3条に掲げる6つの基本理念の下に、男女共同参画の推進を図ります。

## I 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。

## II 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現

男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活ができること。

## III 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

## IV あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。

## V 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。

## VI 国際理解と協調

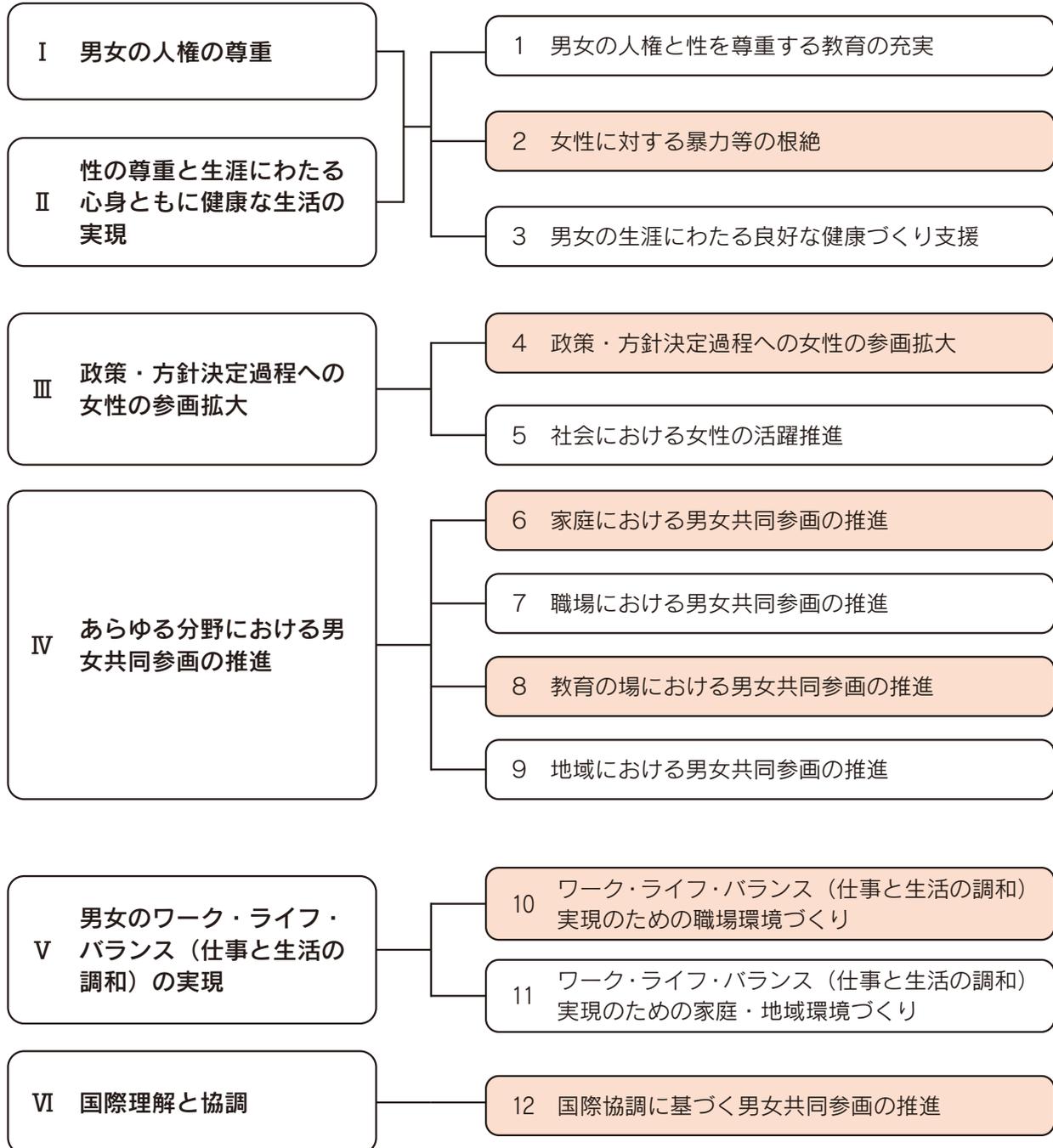
男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

## 2 計画の体系

### 基本理念（第3条）

沼津市男女共同参画推進条例

### 基本的施策



重点 取組目標	家庭	家庭での家事や育児、介護の役割分担を見直しましょう
	職場	男女ともに働きやすい職場・働き続けられる職場を目指しましょう
	教育	子ども・教職員・保護者みんなで男女共同参画社会の理解を深めましょう
	地域	性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう

## 横断的視点

## 男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍推進

## 施策の方針

- (1) 男女の人権を尊重するための意識啓発
- (2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実
- (3) 多様な性のあり方の尊重
- (4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供
- (5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進
- (6) 被害者への相談体制の充実と自立支援
- (7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいくくりへの支援
- (8) 高齢者・障害者等の社会参加支援
- (9) 市の審議会等への女性の参画拡大
- (10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用
- (11) 企業・各種団体における女性の積極的登用
- (12) 地域活動における女性の参画拡大
- (13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
- (14) 男性に対する男女共同参画の促進
- (15) 職場での男女共同参画意識の醸成
- (16) 個人の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取組促進
- (17) 職場における男女平等の促進
- (18) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成
- (19) 地域社会での男女共同参画意識の醸成
- (20) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大
- (21) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援
- (22) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進
- (23) 職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進
- (24) 女性の就職・再就職への支援
- (25) 男性の働き方の改善
- (26) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援
- (27) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
- (28) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供
- (29) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進
- (30) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

### 3 重点取組目標

男女共同参画社会の実現は、女性の人権を確立するとともに、少子高齢化、人口減少問題など、社会が直面しているさまざまな課題に対応し、将来にわたり持続可能な多様性に富んだ活力ある社会をつくる大きな鍵となります。

本計画では、条例前文で男女共同参画の主要領域として謳う「家庭」・「職場」・「教育」・「地域」の4つを重点取組領域とし、それぞれの領域ごとに目標を設定するとともに、「男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍<sup>※</sup>」を横断的視点としながら、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、「自分らしく」生きることのできる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(※：詳細はP24参照)

#### (1) 家庭での家事や育児、介護の役割分担を見直しましょう（家庭）

家庭生活において、「子育て」については、夫婦で担うという若い世代が増えてきていますが、「食事の支度」「掃除」「洗濯」「介護」などのほとんどの家事は依然として多くの家庭で妻が担っており、家庭における男女共同参画はまだまだ進んでいない状況です。

これは、時代の変遷に伴う家族形態の変化の中で形成されてきた性別による固定的な役割分担意識が、依然として根強く残っていることが要因として考えられます。

家庭では、家族が相互に尊重し合い、家族全員で話し合っ、男女で協力しながら役割を担うという意識を充実させる必要があります。

そこで、男性の積極的な家庭参画を促すための意識啓発及び学習機会の提供を行い、家庭における男性の男女共同参画意識を醸成することを目標とします。

#### 成果指標

項 目	平成27年度実績	目 標 値
男性の家庭参画を促す施策の実施	1回／年	2回／年

## (2) 男女ともに働きやすい職場・働き続けられる職場を目指しましょう (職場)

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等との両立を可能とするワーク・ライフ・バランスの考え方が少しずつ浸透してきています。

職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、働きたい女性やゆとりを持ちたい男性など、それぞれの希望するバランスに応じて働くことができる環境の整備が求められています。

そこで、ワーク・ライフ・バランスなどの取り組みを積極的に行っている事業所を沼津市男女共同参画推進事業所として認定し、その取り組みを広く紹介することにより、市内事業所に男女共同参画を促すことを目標とします。

### 成果指標

項 目	平成27年度末時点	目 標 値
男女共同参画推進事業所の認定（累計）	65事業所	90事業所

### (3) 子ども・教職員・保護者みんなで男女共同参画社会の理解を深めましょう（教育）

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しい知識を持つとともに、子どもの頃から男女共同参画への理解や必要性を認識する必要があります。

教職員や保護者などの意識は、将来、社会を担う子どもたちに無意識のうちに大きな影響を与えています。成長する過程において、性別にかかわらず一人ひとりが能力を発揮し、豊かな人間性を育むことができるよう、教職員や保護者などへの男女共同参画の意識啓発を積極的に進めていくことが必要です。

そこで、教育の場では①教職員・保護者などの教育に携わる者への意識改革や指導力向上のためのセミナーなど、学習機会を充実させること、②児童・生徒への人権教育や性教育を通じて男女共同参画の意識を浸透させるとともに、一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を伸ばし、将来の進路について多様な選択のできる学習機会を充実させることを目標とします。

#### 成果指標

項 目	平成27年度実績	目 標 値
教職員向けセミナーの開催	2回／年	2回／年
職業講話の実施	14校	延べ70校

#### (4) 性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう（地域）

自治会やPTA活動等の地域活動、ボランティアやNPO等の市民活動は、性別・年齢にかかわらず、一人ひとりが地域の一員として積極的に参画し、それぞれの能力を十分に発揮し、地域ぐるみで課題に対応していくことが重要です。

しかし、役員の就任や地域活動での役割分担などにおいては、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、「仕事が忙しい」「活動の情報がない」などの理由から、活動への参加・参画が十分進んでいない現状があります。

そこで、市内のコミュニティから、毎年モデル地区を選び、アドバイザーによる指導のもと、地域の重点課題に男女共同参画の視点で取り組むモデル地区事業を実施し、地域住民及び市民活動団体への男女共同参画意識の啓発や浸透を図ることを目標とします。

#### 成果指標

項 目	平成27年度末時点	目 標 値
男女共同参画推進モデル地区の実施（累計）	4地区	9地区

### ※「男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍」

(国) 第4次男女共同参画基本計画より抜粋

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要である。女性の就業率が年々増加してきているなど、多くの分野において女性の活躍が進んできているが、政策・方針決定過程への女性の参画を含め、まだ十分とは言えない。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、引き続き、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進していかなければならない。

我が国において女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられる。

働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行」という。）が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっている。

また、生活の場面においても、これまで男性は、家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などが必ずしも十分でない状況等により、家事・育児・介護等における女性側の負担が大きくなるなど、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる場合が多かった。他方、家事・育児・介護等の多様な経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも重要な機会であるが、それを逃すことにもなっていた。さらに、男性は仕事が忙しくて自己啓発を行う余裕がないと感じる者の割合が高い状況がある。

このような中で、長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じてICTサービスを活用するなどにより、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方改革を推進する。さらに、ポジティブ・アクションにより職場における男女間格差を是正するなどを通じ、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献等、あらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できるなど、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指すべきである。

加えて、現在の税・社会保障制度は、それぞれの政策目的により形成されてきたものである一方、共働き世帯の増加等、社会経済情勢の変化に十分対応できておらず、家計収入の面からみた場合に、結果として就業を調整するように働く側面があることから、働きたい人が働きやすい社会となるよう見直しを行っていくことも併せて必要である。

このように、男性中心型労働慣行等を見直すことによって、女性の活躍を推進していくことを目指す。